

三重県観光シンボルマーク取扱要領

○改正

平成30年4月1日

令和2年3月19日

令和2年11月27日

令和4年4月1日

令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、三重県観光シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、シンボルマークとは、三重県が定めた別紙1のものをいう。

(シンボルマークの所管)

第3条 シンボルマークの所管は、三重県観光部観光誘客推進課（以下「観光誘客推進課」という。）が行うものとする。

(使用条件)

第4条 シンボルマークは、県への観光客誘致、県の観光をPRする目的で、県の趣旨に沿った取組を行う場合において、使用できるものとする。

(使用承認申請)

第5条 シンボルマークを使用するもの（以下「使用者」という。）は、「三重県観光シンボルマーク使用申請書」（以下「申請書」という。様式第1号）を、観光誘客推進課へ提出し、その承認を得なければならない。また、使用の後には、シンボルマーク使用実績のわかる資料（印刷物、ホームページURLなど）を提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

- (1) 県が使用する場合
- (2) 県及び県内の市町等並びに当該団体の職員が業務に関し使用する場合
- (3) 報道機関が県観光振興の報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 民間が実施する県協賛事業などで県の機関が使用を求めるとき
- (5) その他、観光誘客推進課長が使用を適当と認めた場合

2 観光誘客推進課長は、「三重県観光シンボルマーク使用承認書」（様式第2号）により承認するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 取組の趣旨に反するもの
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等のための活動、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 営利を目的とした活動に利用されるおそれがあるとき（特に三重県の観光振興の広報宣伝効果があると観光誘客推進課長が認めるときを除く。）。
- (5) 不当な利益を得るための活動、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 三重県観光振興のイメージや品位を傷つけるおそれのある場合
- (7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (8) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 シンボルマークの使用料は無償とする。

(使用上の順守事項)

第7条 使用者は、次に定める事項について、順守することとする。

- (1) 使用を承認された目的及び用途にのみ使用すること
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 別紙2「三重県観光シンボルマーク使用に関する注意事項」に基づき、定められた色、形式などを正しく使用すること。シンボルマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用するなどの改変を加えることは禁止する。
- (4) シンボルマークのイメージを損なう使用はしないこと

(使用内容の変更)

第8条 使用者は使用承認を受けた内容に変更が生じた場合は、あらかじめ「三重県観光シンボルマーク使用変更申請書」（様式第3号）を提出し、その承認を得るものとする。

2 観光誘客推進課長は、「三重県観光シンボルマーク使用変更承認書」（様式第4号）により承認するものとする。ただし、第5条第2項のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用変更を承認しないものとする。

(承認の取消)

第9条 観光誘客推進課長は、シンボルマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、シンボルマークの使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責を負わない。

2 前項の承認の取消は、使用者に対し、シンボルマークの使用承認取消について、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 前2項により使用承認を取り消されたものは、承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(使用期間)

第10条 シンボルマークを使用できる期間は、観光誘客推進課長が使用を承認した日までを限度とする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 シンボルマークの使用承認を受けた者は、シンボルマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故、苦情等について、三重県はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は、観光誘客推進課長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年3月19日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年11月27日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。